

青森市特定不妊治療費の助成について

～令和3年1月1日以降に治療終了したかたへ～

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成する制度です。



1 助成対象となる治療

指定の医療機関（裏面）において実施された「体外受精」と「顕微授精」の二つの方法です。

① 体外受精

超音波により卵巣から卵子を採り出し、培養液の中で精子と受精させ（体外受精）、受精卵（胚）が分割した時点で、子宮内に移植（胚移植）する治療法です。

② 顕微授精

卵子を採り出すまでは体外受精と同じように行いますが、顕微鏡により卵子の中に直接精子を注入して受精させる治療法です。

※ 男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）も助成対象に含まれます。

※ 人工授精などは対象となりません。

2 対象となるかた

治療開始時に婚姻関係にある（事実婚含む）夫婦で、次のいずれにも該当するかたが対象となります。

- ① 夫婦のいずれかが青森市にお住まいのかた
- ② 特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されたかた
- ③ 指定された医療機関（裏面）で特定不妊治療を受けたかた
- ④ 申請する治療の治療開始時における妻の年齢が43歳未満のかた

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置に該当する場合、妻の年齢が44歳未満のかた

3 助成額

	治療内容	1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A	新鮮胚移植を実施	30万円まで	30万円まで
B	凍結胚移植を実施		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円まで	対象外
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円まで	30万円まで
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止		
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止		

4 助成回数

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳～42歳	43歳以上
年齢制限と助成回数 (年度あたりの回数制限はありません)	43歳になるまで 通算6回まで(※)	43歳になるまで 通算3回まで(※)	助成対象外

※ 他自治体で受けた回数も含みます。

※ 助成を受けた後、出産または妊娠12週以降に死産に至った場合、これまで受けた助成回数をリセットできます。

(出産等の事実確認を行うため、証明書類の提出が必要となります。※裏面参照)

5 申請に必要なもの ※原則として治療終了日の属する年度内に申請してください。

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関発行の証明書）（様式第2号）
- ③ 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（※泌尿器科等で男性不妊治療を行った場合）（様式第2号の2）
- ④ 指定医療機関発行の領収書の原本
- ⑤ 夫婦の住民票（青森市内に住所を有する場合は省略可）
夫婦のいずれかが市外に住所を有する場合、市外のかたの住民票
※青森市への2回目以降の申請で1回目と申請内容に変更がない場合は省略可
- ⑥ 婚姻関係を確認できる書類

婚姻関係	必要書類
法律婚の場合	<p>【治療開始日に法律上の婚姻をしていること及び婚姻日の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（青森市へ初めて申請する場合は必ず提出してください） <p>※青森市への2回目以降の申請で1回目と申請内容に変更がない場合は省略可</p>
事実婚の場合	<p>【治療開始日に同一世帯であること及び他に法律上の配偶者がいないことの確認】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 夫婦二人の戸籍謄本 (2) 事実婚関係に関する申立書（様式第2号の3） <p>※申請ごとに毎回提出が必要です。</p> <p>※(2)において、治療の結果出生した子について認知を行う意向があることの確認及び同一世帯でない場合は別世帯になっている理由について確認を行います。</p>

- ⑦ 出産または妊娠12週以降に死産に至ったことを証明できる書類 ※助成回数をリセットする場合のみ
 出産により助成回数をリセットする場合…戸籍謄本及び住民票 ※青森市内に住所を有する場合、戸籍謄本のみ
 死産により助成回数をリセットする場合…死産届の写しまたは母子健康手帳の表紙及び「出産の状態」のページの写し等
- ⑧ 夫と妻の所得額を証明する書類 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置に該当する場合のみ
1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ提出が必要です。
 (1月1日に住民登録をしていた市区町村にて発行した「市・県民税所得証明書」)
 - ・令和3年5月までに申請…令和2年度市・県民税所得証明書
 - ・令和3年6月以降に申請…令和3年度市・県民税所得証明書
 ※ 所得がない場合でも所得証明書が必要です。

6 青森県内の指定医療機関

	指定医療機関名	〒	住 所	電話番号
1	エフ. クリニック	030-0843	青森市浜田3丁目3-7	017-729-4103
2	レディスクリニック・セントセシリア	030-0944	青森市大字筒井字ハツ橋95-12	017-738-0321
3	弘前大学医学部附属病院産婦人科	036-8563	弘前市本町53	0172-39-5283
4	婦人科さかもともみクリニック	036-8087	弘前市早稲田3丁目20-6	0172-29-5080
5	八戸クリニック	031-0081	八戸市柏崎1丁目8-32	0178-22-7725

※ 他の都道府県、指定都市、中核市の長により、指定を受けている医療機関において特定不妊治療を受けた場合には、上記以外の指定医療機関であっても助成の対象となります。

～不妊専門相談～

不妊でお悩みのかたを対象に医師等が面接相談を行っております。

相 談：毎月1回 ※日時は電話でお問合せください。（電話017-718-2983）

場 所：青森市保健所（元気プラザ）

【問合せ先・申請窓口】

青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号（元気プラザ内）
電話:017-718-2987 FAX:017-718-2951

【申請窓口】

浪岡振興部健康福祉課（青森市役所浪岡庁舎内）
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
電話:0172-62-1114 FAX:0172-62-0023